

令和6年度 第5回熊毛海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時：令和7年1月30日（木）午前11時06分～午前11時40分
- (2) 場 所：熊毛支庁第1会議室（西之表市）
- (3) 出席者：別紙のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）
 - 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (2) くろまぐろに関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
 - 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (3) くろまぐろに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）
 - 報告事項について了承した。
- (4) まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）
 - 報告事項について了承した。

令和6年度 第5回熊毛海区漁業調整委員会出席者名簿

令和7年1月30日（木）午前11時6分～

1 委員

氏名	区分	出欠
伊東 恭三郎	漁業者・漁業従事者	出席
奥村 洋海	漁業者・漁業従事者	出席
森田 忠寛	漁業者・漁業従事者	出席
濱崎 一成	漁業者・漁業従事者	出席
川東 守昭	漁業者・漁業従事者	出席
久賀 みず保	学識経験者	出席
久米 元	学識経験者	欠席
稲盛 重弘	中 立	出席
八板 俊輔	中 立	欠席

出席 7

欠席 2

2 事務局

職名	氏名
事務局長（林務水産課長）	中津濱 康熙
次長（水産係長）	柳 宗悦
書記（水産係 水産技師）	赤塚 麻美

令和7年1月30日午前11時6分開会

【開会】

○ 柳次長

皆さんこんにちは。

定刻より少し早いですけれども、おそろいですので、令和6年の第5回熊毛海区漁業調整委員会を開催いたします。

鹿児島市在住の委員の方は、Web会議システムによる出席となります。

よろしくお願いいたします。

なお、本日は7名の出席をいただいております。

熊毛海区漁業調整委員会事務規程第6条第1項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立することを報告いたします。

また本日は事務局として、県水産振興課の漁業調整係、小路口技術主査、山神水産技師、漁業監理係から吉田水産技師が出席しております。

それでは本委員会を開催いたします。

本日の議題は、会次第に示しております。

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）、他計4件となります。

それでは開会にあたりまして、会長職務代理者の伊東委員がご挨拶を申し上げます。

○ 伊東委員

皆さんこんにちは。

会長職務代理者の伊東です。

本日は大変寒い中、そしてまたお忙しい中にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の協議事項につきましては、忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ 柳次長

ありがとうございました。

それでは議事に入らせていただきますが、座長につきましてですが、熊毛海区漁業調整委員会事務規定第4条第2号により、会長が欠けた際は、職務代理者が会務を総理することとなっておりますので、伊東委員よろしくお願いいたします。

○ 伊東委員

はい。

それでは議事に入らせていただきますが、座長を務めさせていただきますので議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

なお、熊毛海区漁業調整委員会事務規定8条により、発言の際は挙手の上、私の許可を得てから行うようにお願いします。

議事に入ります前に、今回の委員会の議事録署名者を、私の方から指名させていた

だいてよろしいでしょうか。

○ 委員一同

はい。

○ 伊東委員

それでは、今回は川東委員と浜崎委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

○ 川東委員、浜崎委員

はい。

○ 伊東委員

それでは議事に入ります。

議題1「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」事務局からの説明をお願いします。

○ 小路口技術主査

はいWebから失礼いたします。

鹿児島県庁水産振興課の小路口でございます。

資料1をご覧ください。

本議題は諮問事項でありますので、まずは1ページの諮問文を読み上げさせていただきます。

水振第729号、令和7年1月30日、水産振興課扱い、熊毛海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県知事、知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）、このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

それでは、資料のご説明をさせていただきます。

2ページ目をお開きください。

今回、もじゃこ漁業、さんご漁業、それぞれありますので、担当からご説明させていただきます。

まず、もじゃこ漁業です。

(1) 制限措置についてです。

制限措置についてもじゃこ漁業の操業区域は、鹿児島県沖合一円、漁業時期は3月1日からと漁業者団体の希望に沿う形に設定してございます。

トン数馬力は定めがなし、漁業を営む者の資格としましては、本県では、需給双方の漁協との間でですね、需給契約を結ぶことを義務づけております。

養殖側の漁協と採捕側の漁協で需給契約を結ぶと。

採捕行う漁協の方は、採捕者である漁業者がですね、納入契約というのを結ぶよう

になっております。

そのことを記載してございます。

上段・下段ありますが、上段が鹿児島県内の業者の方への許可、下段の方が大分県の漁業者に対するものとなっております。

大分県の漁業者の操業についてでございますが、鹿児島、大分県の両県の漁業者団体の間で、操業協定を締結しております。

その協定に従いまして、本県の漁業者のもじゃこ漁業終了後に、大分県の業者の方が入漁すると、そういう取り決めとなっております。

(2) 申請すべき期間、令和7年2月3日から同月14日までとしてございます。

漁業の有効期間については、漁業時期同様に、令和7年3月1日から同年7月31日までと、漁業調整規則の方では、もじゃこ漁業は1年間となっておりますが、今回、許可期間をこれは例年でございますけれども、期間を短縮してございます。

その理由としましては、(4) 許可の有効期間を短期とする理由。もじゃこ漁業に関しましては、ぶりの養殖用種苗ということで、過剰な採捕は資源管理上問題がある。

本県海域のですね、来遊についても時期が限定されることから、これらを踏まえて、短期許可としてございます。

もじゃこ漁業については以上です。

○ 山神水産技師

はい。

水産振興課の山神です。

続きまして2番のさんご漁業について説明をさせていただきます。

その前に資料の方は7ページをご覧ください。

制限措置等の諮問に先立ちまして、さんご漁業の許可の取扱方針の改正についてご報告させていただきます。

さんご漁業については、昨年度より許可方針改正の協議をさせていただいており、鹿児島海区漁業調整委員会は令和5年の6月、熊毛海区漁業調整委員会には令和5年の12月に承認をいただいたところです。

その後、奄美大島海区漁業調整委員会との協議を重ねる中で、当初熊毛海区漁業調整委員会にお示ししていた制限に加え、7ページにお示ししている、改正内容の許可条件の一番下、枯れさんごの採取停止に関する条件を追加しました。

これは資源管理の実効性の観点から追加したもので、生さんごの採取上限に達し、採取停止を発令する際に、枯れさんごも同時に採捕停止にするものです。

奄美大島海区には、令和6年12月に承認をいただき、すべての海区漁業調整委員会から承認をいただきましたので、令和7年1月1日付けで方針を改正しております。

改正後の方針は8ページ以降にお示ししていますので、お目通しをお願いします。

資料は3ページにお戻りください。

2番、さんご漁業に関する制限措置等についてです。

さんご漁業は1年許可となっております、今回の諮問は、来年度中の許可をするためのものになります。

制限措置は表に示しているとおりで、許可すべき者は1者と例年どおりの内容になっています。

操業区域は4ページに示しております。

申請すべき期間は令和7年2月21日から3月21日まで、許可の有効期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなっています。

5ページ以降は参考資料となっていますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

○ 伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問やご意見等ございませんか。
よろしいでしょうか。

○ 稲盛委員

はい。

○ 伊東委員

稲盛委員どうぞ。

○ 稲盛委員

はい。

さんご漁場についてなんですけれども、許可すべきものの数ってのは、1者なんですか。

それと、あと実績は、昨年、操業されたと思うんですけど実績がもし分かれば、数量とあと操業日数がどれぐらいだったのかなという、お聞かせいただければと思います。

以上です。

○ 伊東委員

事務局、説明を求めます。

○ 山神水産技師

はい。

ご質問ありがとうございます。

許可すべき者の1者についてですが、これは今回の要望のあった方に対するものではなく、現許可者の毎年を更新用の1社と言うような公示になっています。

これから要望される方というのは新たに定めた、この方針に則った計画が作成された上で、また別途、海区調整委員会に制限措置を諮問するような流れになっています。

現許可者の今年度分の操業実績ということですが、現在報告をいただいている状況ではあるんですが、まだ集計ができておらず、ちょっと今報告できるものってのは手元にはないんですが、昨年度も、多い月だと20日間程度、量もそれなりの作業量があ

ったというふうな報告が上がってきています。

以上です。

○ 伊東委員

稲森委員、ただいまの説明でよろしいでしょうか。

○ 稲盛委員

はい。

ありがとうございます。

○ 伊東委員

他にご意見等ございませんか。

すいません。私の方から 1 点だけよろしいでしょうか。

事務局よろしいでしょうか。

もじゃこ漁の件なんですけれども、採捕船のトン数と馬力数の制限が撤廃されましたが、これは上限もないという理解でよろしいのでしょうか。

○ 小路口技術主査

はい。

トン数の上限に関しましては、許可の公示上は定めなしとなっております。ただ一方ですね、さきほど協定があると、漁業者団体の協定があるというお話をさせていただきましても、その協定の中で、原則として 10 トン未満っていうのはあるというふうに認識をしてございます。

以上です。

○ 伊東委員

はい。

ありがとうございます。

わかりました。

他にご意見等ございませんか。

ないようですので、議題 1、知事許可漁業に係る制限措置等の公示については、原案の内容の通りと定めることを適当として答申してよろしいですか。

○ 委員一同

はい。

○ 伊東委員

それでは、そのように答申することに決定します。

次に、議題 2「くろまぐろに関する令和 7 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について」事務局からから説明をお願いします。

○ 吉田水産技師

県庁水産振興課の吉田です。

資料 2 をお開きください。

本議題は諮問事項となりますので、まず諮問文を読み上げます。次のページをお開きください。

水振第 683 号、令和 7 年 1 月 30 日、水産振興課扱い、熊毛海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県知事、くろまぐろに関する令和 7 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）、このことについて、別案のとおり本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第 16 条第 2 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

次のページをお開きください。初めに一点。令和 7 管理年度につきましては、昨年末に開催された WCPFC 年會にて、小型魚 10%、大型魚 50%の増枠等の措置が採択されたことにより、当初配分数量が令和 6 管理年度より増加しております。

まず、30kg 未満の小型魚についてです。令和 7 管理年度、本県に配分された数量は、41.3 トンです。本県の令和 6 管理年度における当初配分数量は 14.2 トンでしたので、27.1 トンの増枠となっています。

管理区分への配分ルールについては、おおむね 1 割を本県の留保とし、残りのおおむね 9 割を平成 22～24 年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じて、それぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映することとされています。

次に、知事管理漁獲可能量の設定についてです。管理区分ごとへの配分は、直近である令和 5 管理年度の漁獲実績を反映したいと考えており、その際の配分比率は定置漁業：その他漁業＝74：26 となります。県留保の 4.1 トンを除いた 37.2 トンを前述の比率で接分しますと、定置漁業は 27.5 トン、その他漁業は 9.7 トンとなり、この数字を採用したいと考えています。

また、小型魚については、各管理区分上半期と下半期に分けて管理することとしていることから、上半期への配分は、それぞれの管理区分における最大実績を賄える数量としたいと考えており、その数字が表中の一番右側の数字となります。読み上げますと、定置漁業（上半期）が 6 トン、定置漁業（下半期）は 21.5 トン、その他漁業（上半期）は 2 トン、その他漁業（下半期）は 7.7 トンとなっています。上半期に消化しきれなかった漁獲枠は下半期に繰り越されることになっております。

次に 30kg 以上の大型魚についてです。令和 7 管理年度、本県に配分された数量は、30.8 トンです。

本県の令和 6 管理年度における当初配分数量は 8.9 トンでしたので、21.9 トンの増枠となっています。

管理区分への配分ルールは、小型魚と同じですので割愛します。

知事管理漁獲可能量の設定について、大型魚についても管理区分ごとの配分には、小型魚と同様に直近である令和 5 管理年度の漁獲実績を反映することとしたいと考えています。その際の配分比率は、定置漁業：その他漁業＝61：39 となることから、県留保 3 トンを除いた 27.8 トンを前述の比率で按分すると、定置漁業は 17 トン、その

他漁業は 10.8 トンとなり、この数字を採用したいと考えております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 伊東委員

はい。

ただいまの事務局からの説明に対してご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、議題 2「クロマグロに関する令和 7 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について」は、原案の通り定めることを適当として、答申してよろしいですか。

○ 委員一同

はい。

○ 伊東委員

それでは、このように答申することに決定します。

次に、議題 3、クロマグロに関する令和 6 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について、事務局からの説明をお願いします。

○ 吉田水産技師

はい。

水産振興課の吉田です。

続けて私から報告をさせていただきます。

資料 3 をお開きください。

「くろまぐろに関する令和 6 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について」ご説明します。1 ページをお開きください。

まず概要でございます。今回は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までを期間とする令和 6 管理年度において、県留保からの配分と秋田県の融通を受けて、本県くるまぐろ漁業の各管理区分に配分いたしましたので、その報告となります。

具体的な内訳としては、県留保から大型魚 1.3 トン、小型魚 2.0 トンを配分し、秋田県から大型魚 7.0 トン、小型魚 2.0 トンを融通いただきました。

管理区分への配分ルールとしては、おおむね 1 割を本県留保とし、残りのおおむね 9 割を平成 22～24 年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じて、それぞれの知事管理区分に接分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映することとされています。

また、管理年度中に国からの追加配分等により、本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分します。

配分方法は令和 2～4 管理年度の漁獲実績を元に管理区分ごとに、次の比率で配分しており、今回譲渡をいただいた分についても同比率を適用しました。

まず 30kg 未満の小型魚についてです。2-1 をご覧ください。小型魚の配分比率は定置漁業：その他くろまぐろ漁業が 79:21 となっています。

小型魚は秋田県からの融通及び県留保枠からの追加配分を合わせて 4.0 トンの追加となり、下半期の漁獲可能量に、定置漁業に 3.0 トン、その他くるまぐろ漁業に 0.8 トンの追加となりました。

変更後の漁獲可能量は定置漁業が 19.9 トン、その他くるまぐろ漁業が 5.4 トンで、合計で 25.3 トンとなりました。

次に大型魚です。2-2 をご覧ください。大型魚の配分比率は、定置漁業：その他くるまぐろ漁業が 63:37 となっております。

大型魚は、秋田県からの融通及び県留保枠からの追加配分を合わせて 8.3 トンの追加となり、定置漁業は 5.3 トン、その他くるまぐろ漁業は 1.3 トンの追加となりました。

変更後の漁獲可能量は、定置漁業が 13.4 トン、その他くるまぐろ漁業が 7.7 トンで、合計 21.2 トンとなりました。

小型魚における県留保からの追加配分については、1 月 17 日付けの県公報により告示済みです。

また、秋田県の融通については、1 月 31 日付けの県公報により告示予定です。

資料には記載しておりませんが、令和 6 管理年度の漁獲実績としては、1 月 27 日時点で定置漁業における大型魚は 13.4 トンの漁獲枠に対して約 97%の消化率となる 12.9 トン、その他漁船漁業における大型魚は 7.7 トンの漁獲枠に対して約 48%の消化率となる 3.7 トンとなっています。

なお、大型魚については定置網漁業が昨年 6 月 26 日から、その他漁船漁業が同月 29 日から採捕停止となっているところですが、今回の変更に伴い、令和 7 年 1 月 31 日の告示をもって大型魚におけるその他漁船漁業については採捕停止命令を解除する予定です。

一方、定置漁業における小型魚は、19.9 トンの漁獲枠に対して約 43%の消化率となる約 8.6 トン、その他漁船漁業における小型魚は、5.4 トンの漁獲枠に対して約 94%の消化率となる 5.1 トンとなっています。

なお、小型魚におけるその他漁船漁業については、1 月 22 日より採捕停止となっております。

以上で説明を終わります。

○ 伊東委員

ただいま説明が終わりました。

ただいまの説明に対してご意見やご質問等ございませんか。

久我先生どうぞ。

○ 久賀委員

はい。

ありがとうございます。

ちょっと音声途切れて後半ほとんど聞き取れなかったんですけども、おそらく、最後の方のお話だと、現状では、その枠を随分超えているということなんですかね。

もしそうであれば、今後、今期について、またその追加配分等が他の県なり、保留分からいただける見込みというのはあるのかどうか教えていただきたいんですけども。よろしくお願いします。

○ 伊東委員

はい。

事務局説明を求めます。

○ 吉田水産技師

ご質問ありがとうございます。

ちょっと後半聞き取れなかったということで、現状、採捕停止がかかっている漁業種類としては、大型魚の定置漁業と、その定置漁業を除く、漁船漁業ですので大型魚はすべて今止まっている状況です。

ただし大型魚、その他定置漁業除く漁船漁業については、明日の告示をもって、最後停止を解除する予定となっています。

小型魚については、定置漁業はまだ消化率約 43%といったところなんですけど、定置漁業以外の漁船漁業については、消化率が 94%となっているので、現在採捕停止中となっています。

今後、他県さんとかからちょっと追加をもらえる見込みなんですけど、他県さんでもありますね今やはりこの時期が小型魚、大型魚ともにやはり取れる時期ではありますので、ちょっとなかなかすぐすぐというのは厳しいんですが、漁期の終わりごろになってきますと他県さんもちょうとこう、漁が止まってきたりとか、他魚種に漁獲主体がが移ってきたりとかする県さんもありますので、引き続き、融通いただけるように協議を進めていこうかなと考えているところです。

以上です。

○ 伊東委員

久賀委員、よろしいでしょうか。

○ 久賀委員

はい。

わかりました。

引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○ 伊東委員

ありがとうございます。

他にご意見、ご質問等ございませんか。

それではないようですので

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用に

については、終了といたします。

次に議題 4、まさば対馬暖流系及びごまさば東シナ海系群に関する令和 6 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について、事務局からの説明をお願いします。

○ 吉田水産技師

はい。

続けて水産振興課の吉田が報告をさせていただきます。

資料の 4 番をお開きください。

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和 6 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用についてです。

資料裏面めくっていただいて、まず変更理由についてです。

今回の変更につきましては、関係者合意に基づき、国の留保から追加配分があったことが要因となります。

この追加配分については、12 月 27 日の県公報により告示済みとなっています。

変更内容としましては、2000 トン、国の留保から追加配分をいただきまして、本県の漁獲可能量に組み込み、当初 15000 トンだった、本県の漁獲可能量が 17000 トンへと増加をしているところです。

配分ルールにつきましては、概ね 9 割を当該管理年度の前々年度までの 3 か年の漁獲実績の平均値の比率に応じて、それぞれの知事管理区分に按分し、残りの概ね 1 割を県の留保することとなっています。

また追って、農林水産大臣から、国の留保配分等があった場合は、当該管理年度の当初に漁獲可能量を各管理区分に按分した比率で追加配分された数量を配分することになっています。

今年度の配分比率については、一番下の表（4）漁獲実績と配分比率にお示ししているまき網漁業が 88.4%、その他漁業についてが 11.6%、こちらの比率で、今回、追加配分いただいた数量について、按分をしているところです。

その案分した結果が、3 番の変更案というところで、まき網漁業についてが、13,500 トン、県留保が 1700 トンに増加していると。

その他漁業についても目安数量ですが、1800 トン増加をしているといったところになります。

以上で報告を終わります。

○ 伊東委員

ただいまの説明報告に対して、ご意見やご質問等ございませんか。

それでは、ご意見もないようですのでこの件は終了いたします。

本日の議事は以上となりますので、議事を終了いたします。

その他、皆さん方からご意見、ご質問等ございませんか。

それでは、その他として事務局から何かありますか。

- 柳次長
特にございません。
- 伊東委員
それでは、他にないようですので私の役目を終わります。
ご協力ありがとうございました。
- 柳次長
ありがとうございました。
以上をもちまして、令和6年度第5回熊毛海区漁業調整委員会を閉会いたします。
ありがとうございました。

令和7年1月30日午前11時40分閉会